

平成 18 年度第 3 回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
1 日時	平成 19 年 3 月 27 日 (火) 午後 3 時から 5 時まで
2 場所	練馬区役所 本庁舎 5 階 庁議室
3 出席者	(委員 17 名) 冷水会長、足立会長代理、小川委員、岩月委員、護守委員、堀田委員、目崎委員、山口委員、小池委員、上野委員、大野委員、尾方委員、瀬戸口委員、滝口委員、永野委員、中村委員、福井委員 (区側委員 10 名) 福祉部長、地域福祉課長、高齢社会対策課長、介護保険課長、介護予防課長、大泉総合福祉事務所長 ほか事務局 4 名
4 傍聴者	0 名
5 議題	1 諮問事項 (1) 平成 17 年度練馬区石神井地区地域介護福祉空間整備計画の評価について 2 報告事項 (1) 要支援認定者サービス利用者調査の結果について (2) 介護保険について
6 配布資料	当日配布資料 (1) 諮問文 平成 17 年度練馬区石神井地区地域介護福祉空間整備計画の評価について (2) 資料 1 平成 18 年度要支援認定者サービス利用調査報告書 (3) 資料 2 介護保険について (2 月報告) (4) 参考資料 介護予防事業 高齢者筋力向上トレーニング 転倒予防のための体力づくり教室のご紹介 (4) 座席表
7 事務局	練馬区健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課計画係 3993 - 1111 (代表)

会議の概要

(会長)

第3回の練馬区介護保険運営協議会を開催する。

まずは、前回委嘱された委員から自己紹介をお願いします。

(委員)

【自己紹介】

1 諮問事項 平成17年度練馬区石神井地区地域介護福祉空間整備計画の評価について

(会長)

では、案件1、諮問事項として、平成17年度練馬区石神井地区地域介護福祉空間整備計画の評価についての説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【諮問についての説明】

(会長)

前回、この計画についての説明はあったが、今回詳細についての追加説明をいただいた。この件についての、意見、質問をお願いします。

(委員)

関高齢者センター機能回復訓練室の利用人数について、平成18年10月が0になっているというのは、利用者がいなかったということか。

(高齢社会対策課長)

関高齢者センターの機能回復訓練室は、平成18年度中は試行事業として行っていた。4月から9月までは、地域支援事業の一環として利用しており、11月から関高齢者センターの独自事業として開始したため、10月についてはその狭間で利用者がいなかった。

(委員)

関高齢者センターの利用案内についてのパンフレット等はあるのか。

(高齢社会対策課長)

関高齢者センターでは配布しているが、本日は用意していない。なお、筋力向上トレーニング、転倒予防教室についてのパンフレットについては、本日本配布の資料に添付している。

(会長)

いろいろなプログラムがあることは評価できるが、反面利用者からはわかりにくいということもある。わかりやすく情報提供をすることが必要であろう。

(委員)

今後、機能回復訓練室の利用件数が増加するとともに、運動指導員等の増員も計画しているのか。

(高齢社会対策課長)

運動指導員等は、利用者数に応じて配置することとしている。

(会長)

利用者数が増加しても運動指導員等の資格を持った人材を確保できるのか。

(介護予防課長)

特定高齢者対象の介護予防事業の委託条件として、運動指導員等の配置も含まれているが、現時点では運動指導員等の配置が困難であるという話は聞いていない。

(高齢社会対策課長)

高齢者センターの自主事業についても、同様に運動指導員等の配置を義務付けている。

(委員)

利用率が2割に達していないようであるが、介護予防プランを作成するケアマネジャー等に区から指導等を行っているのか。

(介護予防課長)

この事業の参加者は、ケアマネジャーの介護予防プランによるものではなく、基本チェックリストと高齢者健康診査で生活機能評価の低下が見つかった特定高齢者の方を対象に、地域包括支援センターが作成したケアプランに基づいて参加していただいている。現在、基本チェックリストについては基準が厳しすぎるということで全国的な問題となっており、平成19年度から基準の変更が予定されている。利用率の低迷については、この基準に因るところが大きいと思われるが、介護予防事業の周知についても今後の課題と考えている。

(委員)

チェックリストの記入の仕方というのも個人差がある。今後は医師会等とも協力してこの基本チェックリストの活用を図る必要がある。

(介護予防課長)

ご指摘のとおり、今後医師会との連携を強めていきたい。

(会長)

高齢者の健康診査について説明願いたい。

(介護予防課長)

65歳以上の高齢者については、区内医療機関で健康診査が受けられることになっている。この健診通知に基本チェックリストを同封して、健康診査を受ける際に医療機関に記入したものを提出していただいている。医師は、健康診査の結果と基本チェックリストの双方から介護予防事業への参加の必要性を判断する。

この基本チェックリストの基準が厳しすぎるので、東京23区は、国に対して基準緩和やわかりやすい用語への言い換えなどの要望をしたが、国としては、統一的な基準のもと行っていくとの回答であった。しかし、現実として利用者が少ない状況であることから、引き続き国に要望してきているところである。

(会長)

この健康診査を受けていない人に対してはどういった対応をしているのか。

(介護予防課長)

平成18年度は、9月まで高齢者健康診査が実施されなかったため、区報やちらし等にチ

エククリストの運動系5項目を掲載し、それにチェックをして該当する方には、医療機関に請求した診療情報提供書を地域包括支援センターに提出していただいてプランを作成した。高齢者からは質問項目の説明が非常に難しく、わかりにくいとの指摘をいただいている。

(会長)

初年度ということも利用率の低さに起因していると思うが、来年度以降、利用率の向上に向けて努力していただきたい。

(委員)

新規に設備整備をするのもいいが、既存施設の活用も促進して欲しい。中村橋のサンライフ練馬にもトレーニング機器があるようだが、あまり利用されていないようだ。管理している区役所の部署が違うようだが、そういった管轄を超えた施設の活用も考えて欲しい。

(介護予防課長)

2年前から介護予防事業を受けた卒業生にサンライフ練馬などの区内施設を紹介するシステムをつくり実施している。介護予防は継続していくことが大事であるので、事業実施中から卒業生同士でグループを作ってもらうなどの働きかけをしている。

(会長)

サンライフ練馬について簡単に説明願いたい。

(高齢社会対策課長)

正式名称は、東京中高年齢労働者福祉センター。勤労者向けの健康保持・増進、教養・文化活動などの場を提供する施設である。トレーニング室に機器を設置している。その他、大泉の勤労福祉会館や、区立体育館にもトレーニング機器が設置されている。介護予防事業に使用しているトレーニング機器は、これら体育館等に設置されているものより緩く設定できるなどの違いがあるが、利用者の状況によっては体育館等に設置されているものでも代用できると考えている。

(会長)

いろいろな施設でトレーニング機器が利用できるということも広報することが必要であろう。

(委員)

介護予防事業に楽しんで参加できるような工夫も必要だと思う。

(介護予防課長)

事業を始める前に経験者にお話しいただくなど、楽しんで参加していただくように努めている。委託事業者に対しても、参加者が休まず参加する動機付けとなるような工夫をお願いしているが、やはり、利用者が少ないというのがネックになっている。

(委員)

配布資料によれば、全25回とあるが、終了後の継続していくための方策をお聞きしたい。

(介護予防課長)

介護予防事業終了後の方については、グループ化を促進している。また、地域の体育館等に行く際には職員が同行したり、引継ぎ用のカルテのようなものを作成するなど、継続できる工夫を行うとともに、地域づくりにも貢献している。これは練馬区の介護予防事業

の特色として全国的に評価されている。

(委員)

高齢者の方を外に連れ出すことは大変で、そのために声掛けをしているが、高齢者にとっては、家から離れた場所でトレーニング機器を使うということに大きな抵抗があると思う。もっと易しい体操を身近な地域で始めていくことも必要だと思う。

(介護予防課長)

ご指摘のとおり、健康事業は段階的に進めていく必要があると認識している。老人クラブや町会などで行っていただくようないきいき健康体操などの普及も図っていきたいと考えている。なお、筋力向上トレーニングについては、誤解が生じやすいが、身体に負担があまりかからないものであるので、そういったことも今後周知していきたい。また、身近な地域で参加できるような工夫もしていきたいと考えている。

(委員)

まだ始まったばかりの事業であるが、今後の実績についても報告して欲しい。

(介護予防課長)

実績等については集計して、今後情報提供していく。

(高齢社会対策課長)

豊玉高齢者センターでは、先行的に健康体操事業を行っており、自主的な健康体操を行うグループも出来てきている。今後、敬老館などでも普及させていきたい。

(会長)

介護予防については、まだできたばかりの考え方のため、参加を動機付ける工夫が必要である。また、継続していく態勢を作っていくことも重要になってくる。そのためには、個人ではなく仲間を作って楽しくやっていくという意識付けが必要である。今後についても事業実績について報告して欲しい。

本件について他に意見がなければ、諮問を受けた平成17年度練馬区石神井地区地域介護福祉空間整備計画の評価については、承認するというところでよろしいか。

【一同「承認」あるいは「意義なし」の発言】

(会長)

それでは、本件について承認する旨の答申をする。

2 報告事項 (1) 要支援認定者サービス利用調査の結果について

(会長)

案件の2、報告事項のうち、(1)要支援認定者サービス利用調査の結果について、資料説明をお願いします。

(介護保険課長)

【資料1説明】

(会長)

この件について、何か質問があればお願いしたい。

(委員)

問14に相談・苦情についての質問があるが、地域のケアマネジャーや在宅介護支援セン

ターなどによせられた相談・苦情について区は把握しているのか。

(大泉総合福祉事務所長)

各総合福祉事務所で把握している。

(委員)

問13に介護予防サービスに対する要望として、介護予防サービスの内容等の情報をもっと知らせて欲しいということが最も多い要望となっている。区として、区報やホームページなどを活用して介護予防の重要性やサービスについての周知を図るべきではないか。

(介護保険課長)

区報やホームページ、パンフレット等を通じて周知を図っている。また、地域密着型サービスについてはシンポジウムも開催した。今後についても区報やホームページに加えて、地域での集まりなどを通じて更なる周知を図っていきたい。

(会長)

この調査は、昨年11月時点でのサービス未利用者約1,200人のうちの400人に対して行われたということであるが、介護保険についての2月分の実績を見ても、未利用者が約3,000人で認定者の約50%がサービスを利用していない。

介護予防制度が導入される前のサービス未利用者は約27%程度、要支援と要介護度による未利用率の差があまりなかったことを考えると、利用率の低下は、今回の介護保険制度の改正によるサービスの種類や内容が制約された制度的な要因が大きいと考えられる。

今回の調査では、サービスを利用しない理由として、身の回りのことは自分でするように努力しているとの回答が最も多いが、やはり制度的な課題も今後検討していく必要がある。この調査についても、内容を検討し、継続して行って欲しい。

(委員)

事業者連絡協議会の際に配布された介護予防についてのパンフレットは大変参考になった。ただ、事業者連絡協議会は全事業所が参加していないので、今後については、全事業所に対する周知を図っていただきたい。

(委員)

要支援や要介護の認定を受けていなくても病気などを抱えて大変な方も多い。そうした方々に対してはどう対応したらいいのか。

(大泉総合福祉事務所長)

何かお困りの方がいれば、総合福祉事務所の地域包括支援センターにご相談いただきたい。

3 報告事項 (2) 介護保険について(2月報告)

(会長)

次の報告事項について、資料2の説明をお願いします。

(介護保険課長)

【資料2説明】

(会長)

施設サービスの介護療養型医療施設について、平成23年度末に廃止されることに伴う最

近の動向はどうか。

(介護保険課長)

まだ特に大きな動きはない。練馬区は、東京都の地域ケア整備構想のうち区西北部圏域に属しているが、この圏域は療養病床についてのモデル地域として位置づけられている。今後、国や都から指針等が示されるので、運営協議会でも報告していく。

(委員)

地域包括支援センターについての周知が十分でないように思える。名称も親しみやすいものにできないものか。総合福祉事務所は行きにくいイメージがある。介護予防についてもいえることであるが、周知についての工夫を図って欲しい。

(大泉総合福祉事務所長)

地域包括支援センターについては、3月の区報で掲載した。要支援認定者サービス利用調査においては、介護予防サービス計画を担当するのが地域包括支援センターであることを知っている方が59%であった。更にこの割合を高めるよう努めていきたい。また、名称や機能についても今後段階的に検討を進めていきたい。

(委員)

区報だけの周知では十分ではない。一方的な情報の発信だけではなく、人と人との繋がりを重視した口コミでの周知が一番効果的である。そうした視点からの周知を図っていただきたい。

(大泉総合福祉事務所長)

ご指摘のとおり、区報だけではなく、地域包括支援センターや在宅介護支援センターを通じた周知に努めていく。

(委員)

要支援認定者サービス利用調査の問13に介護予防サービスに対する要望というのがあるが、こうした調査の結果、区としてどう対処していくのかが見えてこない。

(介護保険課長)

この設問において最も多い回答が、介護予防サービスの内容等の情報をもっと知らせて欲しいということであるので、ご指摘いただいた点に留意して周知について更に努めていく。

(介護予防課長)

PRについては、平成19年度に介護予防フェスティバルや認知症予防フェスティバルなどを通じて行うことにしており、そうしたイベントの際には町会の回覧板なども活用させていただいている。また、サービスの質の問題については、リハビリテーション従事者連絡会を立ち上げ、事業者の専門性を高めるような取組みも行っている。

(委員)

今回報告を受けた調査は、抽出調査であるので、ここにある人数そのままではなく、この何倍もの人がこうした悩みを抱えているという認識を持つべきである。さらに、1件の意見に対しても真摯に受け止める姿勢であって欲しい。調査の結果を通じて、こうした要望に対するQ & Aのような区の考え方を示していく努力をしてもらいたい。

また、イベントに参加する人、できる人に対しての効果は認めるが、行かない人、行け

ない人に対して何を行っていくかということについても取組んで欲しい。

(福祉部長)

ご指摘いただいたひとつひとつが非常に重要だと受け止めている。今後皆様のご協力をいただきながら研究していきたいと思う。

4 その他

(高齢社会対策課長)

練馬と大泉地区の公的介護施設等整備計画の案については、前回の介護保険運営協議会にお示しし、ご議論いただいたところであるが、このたび区として計画を決定したので報告する。

(会長)

その他に何かあれば意見、質問等願います。

(委員)

介護老人保健施設すずしろの郷跡地についての状況を教えて欲しい。

(福祉部長)

入札の結果、医療法人「葵会」が落札したという話を聞いている。今後、この法人がすずしろの郷跡地において介護老人保健施設を運営するという事になれば、区として補助を行っていく予定である。

(委員)

当該法人が介護老人保健施設を運営することが難しいということになった場合、区として直接運営していくことはできないか。

(福祉部長)

区として直接運営していくという考えは現在のところはない。当該法人は、介護老人保健施設を全国的にいくつも運営しており、当施設も介護老人保健施設として運営していきたいという意向を持っていると聞いている。区としても期待しているところである。

(委員)

区報について、読んでいない人が意外に多いと感じている。新聞を取っていない人もおり、コンビニエンスストアや駅にはあるが、そういったところに行かない人も多い。区報を郵送されている人もいるが、いずれにしても介護保険や区のサービスなどはいざ必要とならなければ目に入りにくい。ひとり暮らしの人も読んでいない人が多いようである。

(会長)

広報については、本日の議論を踏まえて十分留意していただきたい。

その他になれば、次回の日程について願います。

(高齢社会対策課長)

次回の日程については、調整の上、後日連絡させていただく。

(会長)

以上で第3回介護保険運営協議会を終了する。